

令和3年度

射水市健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書

射水市監査委員

射 監 第 6 0 号  
令和4年8月29日

射水市長 夏 野 元 志 様

射水市監査委員 村 上 欽 哉

射水市監査委員 折 橋 清 弘

射水市監査委員 吉 野 省 三

令和3年度射水市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見の提出  
について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類をそれぞれ審査した結果について、次のとおり意見を提出します。

## 令和3年度射水市健全化判断比率の審査意見

### 1 審査の対象

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 2 審査の期間

令和4年7月21日から令和4年8月17日まで

### 3 審査の方法

市長から提出された令和3年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 4 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

#### 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	12.01
連結実質赤字比率	—	17.01
実質公債費比率	8.8	25.0
将来負担比率	78.7	350.0

(注)「—」の表示は、赤字がないことを表している。

### 5 審査の意見

令和3年度の健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも前年度に続き赤字は発生しておらず、いずれも早期健全化基準と比較すると良好な状態にあると認められる。

また、実質公債費比率は8.8%で前年度と同じ、将来負担比率は78.7%で前年度(88.8%)に比べ10.1ポイント低くなっており、いずれも早期健全化基準と比較すると良好な状態にあると認められる。

今後とも、各比率の算定の基礎となる数値の推移に留意し、引き続き健全な財政運営に努められたい。

## 令和3年度射水市資金不足比率の審査意見

### 1 審査の対象

令和3年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 2 審査の期間

令和4年6月14日から令和4年8月17日まで

### 3 審査の方法

市長から審査に付された令和3年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 4 審査の結果

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

#### 資金不足比率

(単位：%)

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0

(注)「—」の表示は、資金不足がないことを表している。

### 5 審査の意見

これまで、病院事業会計は資金不足額が発生していたが、令和3年度は、対象の公営企業3会計すべてにおいて資金不足額が発生しておらず、経営健全化基準と比較すると良好な状態にあると認められる。

今後、ますます厳しい経営状況になることが見込まれることから、引き続き、資金不足比率の算定の基礎となる数値の推移に留意し、健全な財政運営に努められたい。